

## 三重県立看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2019（令和元）年度大学評価の結果、三重県立看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2020（令和2）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

### II 総評

三重県立看護大学は、「広く知識を教授するとともに、看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、豊かな人間性と幅広い視野を基盤とした看護学に関する総合的な能力を具えた人材を育成し、もって社会の幅広い分野において、人々の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」を大学の目的として定め、地域社会に貢献する公立大学法人として教育研究活動を展開してきた。

また、設置団体である三重県が定める中期目標に基づき、2015（平成27）年度から6年間の中期計画を策定し、「質の高い教育・研究の実践」「地域貢献、地域連携の推進」「適切で効率的かつ透明性の高い組織運営」に取り組むことを定めている。

大学の目的の実現に向け、教育等の大学の諸活動の質を保証すべく、「自己点検評価委員会」を内部質保証の推進組織として位置付け、中期計画に基づく年度計画の達成状況を各部局で自己点検・評価し、その結果を同委員会で集約し、「企画運営会議」と連携を図りつつ、各部局へ改善を促している。毎年の点検・評価の結果を報告書にまとめ、県が設置する法人評価委員会の評価を受けており、法令に基づく法人評価のプロセスを含めた内部質保証システムを構築し、教育等の充実を図っている。

教育については、学部では各科目群を順次的・体系的に編成したうえで、それをカリキュラム・マップで明示し、少人数によるグループワークやTBL（Team-Based Learning：チーム基盤型学習）を積極的に採り入れて、学生の主体的な学びを促進している。研究科では研究成果を修士論文にまとめるコースに加え、臨地教育者コースや専門看護師コースを設置し、現場での教育指導能力や専門的な看護師の養成に取り組んでいる。これらの教育を通じて学生が修得した能力等については、学部では、卒業時の学生及び雇用先のアンケート等により把握しているが、一方で、研究科では、必ずしも十分な把握・評価方法がとられていないため、学位授与方針に示した学習成果を適切に測定するよう改善が求められる。

大学の特長的な取組みである社会貢献活動は、全ての教員が所属する「地域交流セン

ター」を中心に、教員の提案による県民の健康増進及び看護師の技術・能力向上に資する取組みを開学以来、継続的に実施しており、教員の専門性を生かして教育研究活動の成果を地域・社会へ還元していることは優れている。

今後は、3つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））や各種方針を明確に定めるとともに、内部質保証の手续や関連する組織との役割・連携を規程等に明示し、学習成果の把握・評価をより一層推進することで、教育研究活動の質を保証し、社会への説明責任を果たしていくことが期待される。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

三重県立看護大学は、その目的を法人の定款に定めており、これを踏まえて学部の目的を学則に設定するとともに教育理念も明示している。研究科においても目的を大学院学則に定めている。これらの目的・教育理念は、学内に対しては『学生便覧』及びシラバスに記載することで周知を図り、社会に対してはホームページを通じて公表している。中・長期の目標については、県が定める中期目標に基づき、法人として中期計画、年度計画を定めており、理念・目的の設定とその実現に向けた具体的な中・長期計画の策定は適切である。

#### ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大学の目的は、法人の定款に「三重県における看護学の教育及び研究の中核的機関として、質の高い人材を養成するとともに、社会に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、三重県はもとより国内外の看護の発展並びに保健、医療及び福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、管理することを目的とする」と定めている。これを踏まえて学部の目的として、「広く知識を教授するとともに、看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、豊かな人間性と幅広い視野を基盤とした看護学に関する総合的な能力を具えた人材を育成し、もって社会の幅広い分野において、人々の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」を、研究科の目的として、「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的で広範な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力及び先駆的な研究能力を持つ人材を育成し、もって県民の健康で豊かな生活の創造と看護学の発展に寄与すること」を定めている。

以上のことから、高等教育機関としてふさわしい大学の目的を定め、それを踏ま

え学部・研究科の目的を適切に設定しているといえる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的は法人の定款に定めており、学部・研究科の目的は学則及び大学院学則に定めている。

教職員及び学生には、学部・研究科の目的を『学生便覧』、シラバスに記載することで、周知・共有を図っている。また、社会に対しては、『大学案内』やホームページを活用して、広く公表している。

- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

地方独立行政法人法の規定により、県が定める大学の達成すべき業務運営に関する中期目標に基づき、6年間の中期計画を定めており、現在は「第二期中期計画」（2015～2020年度）に沿って活動を行っている。大学の目的、学部・研究科の目的等を実現していくため、「質の高い教育・研究の実践」「地域貢献、地域連携の推進」及び「適切で効率的かつ透明性の高い組織運営」の3点を「第二期中期計画」の基本的な考え方とし、教育研究や業務運営などの活動ごとに取組み内容を明確にしている。

具体的には、「教育に関する取組」として「全学生に対し、カリキュラムポリシーに基づき、県内医療機関や行政機関等と連携して実習受け入れや授業への講師派遣等の協力を得ながら、看護師・保健師の両国家試験受験資格を得ることができるカリキュラムによる、幅広く質の高い教育を提供する」ことや、「研究に関する取組」として「地域の保健・医療・福祉の向上に資するため、行政をはじめとした関係機関との連携・協働を深め、地域の特性やニーズに応じた研究を実施する」ことなどを明示している。また、「地域貢献等に関する取組」としては、「看護学教育研究拠点としての役割を担うために地域交流センターを核として、県内の保健・医療・福祉の向上に貢献できるよう地域連携事業を積極的に推進し、県内の看護職者の質向上のための教育及び研究を支援する」ことなどを示しており、大学の方向性を明示した中期計画となっている。

## 2 内部質保証

### <概評>

内部質保証のための全学的な方針については、「第二期中期計画」の「自己点検及び自己評価の充実のための取組」のなかで、「教育研究活動によって得られた成果や中期目標の達成状況等について継続的に点検・評価するとともに、外部者による評価

も行い、絶えず、改善・向上に取り組む」ことを示し、「公立大学法人三重県立看護大学の運営に係る基本理念」においても方針を定め公表している。全学の内部質保証推進組織として「自己点検評価委員会」を置き、「企画運営会議」や「教務委員会」「学生委員会」「入試委員会」等の各種業務を担当する委員会（以下「業務担当委員会」という。）と連携して内部質保証に努めている。情報公開については積極的に取り組んでいると評価できる。また、内部質保証システムの適切性の点検・評価については、「自己点検評価委員会」において行い、その結果に基づいた改善・向上の取り組みが認められる。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証に関する方針として「第二期中期計画」に、「自己点検及び自己評価の充実のための取組」という項目を掲げ、「教育研究活動によって得られた成果や中期目標の達成状況等について継続的に点検・評価するとともに、外部者による評価も行い、絶えず、改善・向上に取り組む」ことを示している。また、「公立大学法人三重県立看護大学の運営に係る基本理念」において、「自己点検及び自己評価を適切に行うとともに、学外からの評価を積極的に受け、点検・評価結果に基づく改善・向上を継続的に行うこと等により、内部質保証を推進する」と自己点検・評価と内部質保証を一体のものとして取り進める方針を明示している。

内部質保証のための手続については、教授会において、「年度計画管理表」の記載方法を説明する際に、各委員会等に対して示す資料に記載し、共有しているが、今後は手続について規程等に定め、より明瞭化を図ることが望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

学則及び大学院学則に基づき、「自己点検評価委員会」が内部質保証を推進する責任を担うことを、「公立大学法人三重県立看護大学自己点検評価委員会規程」に定めている。また、内部質保証体制の充実化を図るため、教育改善に必要な協議・調整を行う組織として学長の業務を補佐する「企画運営会議」を置いている。「自己点検評価委員会」と「企画運営会議」は理事長（学長）、副理事長（事務局長）、教学研究担当理事（学生部長）、企画情報担当理事、地域貢献担当理事ほか、事務局各課長等で構成され、ほぼ同様の構成員となっている。

自己点検・評価の主体は、業務担当委員会が担うほか、看護学部の教育課程の評価や改善については「教務委員会」が、看護学研究科については「研究科常任委員会」が担っている。

なお、内部質保証の推進に責任を負う「自己点検評価委員会」と「企画運営会議」、業務担当委員会、教授会、「研究科委員会」「教育研究審議会」、理事会等との連携や役割分担、各組織の権限等に関して、規程等に明示することが望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学部、研究科の教育理念に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の3つの方針を策定している。これら3つの方針は、学部では2016（平成28）年度に、研究科では2017（平成29）年度に、「企画運営会議」等で協議・調整したうえで、改正している。

毎年の自己点検・評価は、「三重県公立大学法人評価委員会」による法人評価の時期に合わせて、「自己点検評価委員会」を中心に推進している。具体的には、「自己点検評価委員会」は、全教職員に対して自己点検・評価のスケジュールや運用プロセスを説明し、業務担当委員会等は同委員会の指示のもとに点検・評価を実施する。そのうえで、同委員会は、業務担当委員会の長等からの報告を受けて点検・評価の結果や改善の内容を精査し、必要に応じて教授会や「研究科委員会」「教育研究審議会」、理事会に諮り、年度実績や次年度の年度計画を決定している。また、自己点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取組みは、「自己点検評価委員会」の指示により、「企画運営会議」、業務担当委員会、教授会及び研究科委員会が行っている。

教育課程の点検・評価や改善に関して、学部については「教務委員会」、研究科については「研究科常任委員会」が担い、必要に応じて「企画運営会議」が改善の方向性を確認し、教授会、「教育研究審議会」、理事会に諮って全学的な改善を進めている。これらの活動内容は、「自己点検評価委員会」に報告し、意見交換ののち次年度の活動計画に反映している。

また、理事会、「経営審議会」「教育研究審議会」にそれぞれ複数の外部委員を置き、点検・評価の客観性・妥当性を高める工夫を行っている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対しては、「自己点検評価委員会」が全ての教職員が参加する会議で評価結果を説明し、業務担当委員会を中心に改善に取り組み、必要に応じて「企画運営会議」、教授会、「教育研究審議会」等を経て、改善策の検討や取組みを行っている。

以上のことから、「自己点検評価委員会」を中心に「企画運営会議」、業務担当委員会等が連携して内部質保証システムを機能させている。

なお、「公立大学法人三重県立看護大学の運営に係る基本理念」において、学外からの評価を積極的に受けることを示しており、現在は、法人評価と大学評価（認証評価）の2つの外部評価を受けている。今後は、同方針に基づき、法令に基づく評価のみならず、より積極的に外部評価を受け、その結果を活用することが望まれる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表

し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学の概要、教育研究活動、『点検・評価報告書』『業務実績報告書』、外部評価の結果、各教員の詳細情報、財務諸表などの法令で求められる情報について、所管責任者の決裁を経て、ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価については、「自己点検評価委員会」が、内部質保証システムの適切性を検証するとともに、その結果に基づいて、改善・向上の取り組みを行っている。具体的には、従来、「自己点検評価委員会」の構成者のみで行ってきた「年度計画管理表」に基づく点検・評価を、業務担当委員会の長等を含めた意見交換や議論を行う方法に改めた。また、自己点検・評価に用いる「年度計画管理表」の様式を変更することで、改善点が明確になるような工夫を行うなどの取り組みを行っている。

くわえて、「三重県公立大学法人評価委員会」及び本協会からの評価において、概ね順調な改善が行われているとの結果を得ている。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

大学の目的を実現するため、看護学部看護学科、看護学研究科看護学専攻（修士課程）を設けており、研究科には母性看護と精神看護の専門看護師教育課程（CNS：Certified Nurse Specialist）を設置し、看護専門職の養成にふさわしい教育研究組織を設置している。そのほか、附属図書館や各種センターを設け、これらの組織について「自己点検評価委員会」等で適切性を点検・評価している。

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の目的を実現するための基本的組織として、看護学部看護学科及び看護学研究科看護学専攻を設け、大学の設置から現在に至るまで一貫して看護職人材の輩出に取り組んでいる。また、研究科に母性看護及び精神看護の専門看護師教育課程（CNS）を設け、専門分野の看護師の養成に取り組んでいる。

それらを支える附属機関として、附属図書館及び「情報センター」を所管する「メディアコミュニケーションセンター」を設けている。さらに、地域貢献を推進するための「地域交流センター」を設置している。

以上の教育研究組織は、大学の目的に沿って、適切に設けられていると認められる。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、理事会等の法人会議において議論するとともに、「自己点検評価委員会」が中期計画を検討する際に、設置団体である三重県との議論を通じて行っている。改善・向上した具体例としては、地域貢献を更に進めるため、「地域交流研究センター」から「地域交流センター」へと改称し、専任職員を配置したことなどがあげられる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

学部・研究科ともに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し体系性・順次性に考慮して教育課程を編成している。しかし、学部の教育課程の編成・実施方針は、内容として十分とはいえないため適切に設定することが望まれる。学部では少人数のグループワークやTBLを採り入れるなど、きめ細かな指導に努めている。研究科においては、複数指導体制をとり効果的な教育を行うための措置を講じている。また、学位授与方針に明示した学習成果については、学部では、卒業時の学生アンケート等で把握しているものの、研究科では、十分な評価方法とはいえないため、適切に測定するよう改善が求められる。教育課程及びその内容、方法の適切性は、学部では「教務委員会」が、研究科では「研究科常任委員会」が中心となって点検を行い、それらの結果については、「自己点検評価委員会」に報告して意見交換を行い、翌年度の活動計画に反映させるとともに、適宜、「企画運営会議」、教授会、「研究科委員会」「教育研究審議会」に諮り、改善の取り組みを行っている。

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部の学位授与方針では、人々の生涯を通じての看護ニーズに応え得るために、「人々の生命と人間としての尊厳及び権利を尊重し、共感的に関わる姿勢を身につけている」など、姿勢・態度、知識・理解、興味・関心・意欲、技能・表現、思考・判断に分類した9つの能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与すると定めている。

研究科では、教育目標である「高度専門職業人としての看護実践者の養成」「看護管理者の養成」「看護教育者・看護学研究者の養成」に基づき、2019（令和元）年度に新たな学位授与方針を策定した。そのなかでは、「看護ニーズを的確に捉えるための看護学の高度な専門的知識」「高い倫理観を基盤としたリーダーシップやマネジメント力」「地域の特性や変化する社会のニーズを的確に捉え、現場のさま

さまざまな課題について探求する能力」などに加え、修士論文コースでは「看護学の発展に寄与するための研究能力」、臨地教育者コースでは「看護実践の場における看護専門職者や看護学生に対する教育能力」、専門看護師コースでは「看護学の特定分野における卓越した看護実践能力」の修得を示し、3つコースの特徴を踏まえた学位授与方針を設定している。

学部及び研究科の学位授与方針は、『学生便覧』、シラバス及び『学生募集要項』に掲載し、学生や教職員、受験生等に対し周知している。さらに、ホームページに掲載し公表するとともに、オープンキャンパス等においても説明している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部の教育課程の編成・実施方針では、学位授与方針に示した能力を修得できるよう、「教養・基礎科目群」「専門支持科目群」「専門科目群」「総合科目群」によってカリキュラムを編成すること、学生の主体的な学習を促す教育方法を導入することなどを明示しており、教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を明示した方針となっている。そのうえで、「人々の生命と人間としての尊厳及び権利を尊重し、共感的に関わる姿勢を身につける科目」など9つの科目を示しているが、これらは学位授与方針に示した9つの能力を科目に置き換えたのみであり、教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を補完するものとしては十分ではないため、一層の明確化を図ることが望まれる。

研究科では、新たな学位授与方針に基づき、全コース共通の能力とコースごとに求められる能力に対応する教育課程の編成・実施方針を策定している。

学部及び研究科の教育目標、教育課程の編成・実施方針は明文化され、『学生便覧』、シラバス、『学生募集要項』及びホームページに掲載し公表するとともに、オープンキャンパス等においても説明している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部では、各科目と学位授与方針との関連をカリキュラム・マップで示すとともに、低学年で「教養・基礎科目群」の科目を履修し、学年進行に従って、「専門支持科目群」「専門科目群」の科目数が増加するよう配置することで、教育課程の編成の順次性・体系性を確保している。さらに、順次性を具体化するために、先に履修を求める科目や進級に必要な科目等を定めている。

研究科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各分野に広く必要とする知識を教授するための科目である「共通科目Ⅰ」、他分野の知識を得るための「共通科目Ⅱ」に加え、各分野における専門科目から構成している。各分野の専門科目では、コースごとに順次性・体系性を考慮しながら「演習」「実習」「特別研究」



「課題研究」を配置し、研究と実習・講義のバランスをとっている。コースワークである基礎的な能力習得のための「共通科目Ⅰ・Ⅱ」及び各分野の「特論」を修得した後、コースワークにリサーチワークの要素を採り入れた「演習」科目で研究課題を明確にして研究方法論を修得し、リサーチワークである「特別研究」「課題研究」で論文作成に向けた指導を受けることで、コースワークとリサーチワークを組み合わせた段階的な学びを可能とするカリキュラムとなっている。

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

少人数によるグループワークやTBL等を採り入れるとともに、語学関連教育や実技等の科目は、1学年を2クラスに分けるなど教育効果を考え、実施している。看護の技術習得を目的とした科目では1つのベッド当たり学生が3～4名となるようにし、臨地実習においては1施設（医療機関での実習では病棟）あたり5名程度の配置とするなど、少人数によるきめ細かな指導を展開している。学生の主体的な学習を促すために、シラバスに学生の具体的な行動につながる内容や期待することを記載するとともに、「学生の主体的学習のための実習室開放に関する基本方針」を策定し、実習室の開放、フィジカルアセスメント技術向上のための教育用全身モデル（フィジカルアセスメントモデル）の常設、定期試験期間や国家試験前の演習室の開放など、学生が主体的に学べるよう工夫を行っている。また、大学の教員以外の者を学外協力者として積極的に授業に活用するとともに、優秀な学生の表彰などを行っている。

授業科目の単位数は、法令に則り、学則及び大学院学則に定めている。これを踏まえて学部においては、1年間に履修登録可能な単位数の上限を原則50単位に設定し、前述の学生の主体的学習を促す取組みなどを通じて授業外の学習を促進していることから、過去3年間の学生の年間履修単位数は上限を下回っており、単位の実質化を図っているといえる。

シラバスは全科目共通の様式を用い、科目の目的、学位授与方針、到達目標、成績評価方法、学生の主体性を伸ばすための教育方法と学生への期待、日程表及び学習課題等について記載している。また、「講義、演習、実技・実習」のいずれかを明示して科目の特性がわかるようにし、毎回の授業方法や事前課題についても明示することで、学生自らが受講前の準備ができるようにしている。シラバスの記載にあたっては、シラバス作成要領、シラバス記載例を作成し、科目間の精粗が生じないように留意している。シラバスの内容は、「教務委員会」が確認するとともに、様式についても同委員会で審議し、適宜更新している。

研究科では、研究指導の方法及びスケジュールを示した「研究スケジュール」を

オリエンテーション及び学内ホームページにおいて提示している。大学院学生は指導教員の指導により『学生便覧』の例示をもとに履修計画を立案し、研究に関しては、主任指導教員との話し合いのもと、入学年度の6月までに「研究指導計画書」を作成している。主任指導教員は、次年度の4月末日までに前年度の実績と今後の計画を記載した「研究指導状況報告・研究指導計画書」を作成し、大学院学生に提示するとともに研究科長に報告することとなっている。研究指導においては、主任指導教員をはじめ副指導教員からなる複数指導体制をとり、さらに中間審査を実施することで指導の充実を図るなど、学習を活性化し効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じている。

なお、研究科においては、新カリキュラムに対応したカリキュラム・マップの作成及びシラバスへの学位授与方針の記載を予定していることから、着実に作成し公表することが望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価方法は、シラバスに明記するとともに、「三重県立看護大学試験及び成績評価実施要項」に定め、成績評価の区分は「三重県立看護大学履修規程」に定めている。これらに基づいて成績評価を実施することにより、客観性・厳格性に努めている。成績評価は、試験、レポート、グループワークの参加度等、各科目が設定した方法で実施し、実習科目については、実習技能・態度及び実習記録等により判断している。定期試験の受験資格については、必要な出席回数など明確に規定している。卒業判定は、全ての成績データについて卒業要件をもとに「教務委員会」で審議し、教授会で決定している。

研究科の成績評価は、講義や演習科目は、科目の特性に応じて試験、レポート、授業中のプレゼンテーションなどを組み合わせて評価を実施しているほか、専門看護師コースの実習科目については、目標達成度が評価できる評価表を用いている。学位認定は、「三重県立看護大学学位規程」に基づき、修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び最終試験により判定している。学位論文の審査委員会は、審査の客観性と公平性を担保するため、主任指導教員以外を主査とする複数の審査員が「研究科委員会」により選出されており、同委員会による審査結果と単位取得状況（修了要件）を「研究科委員会」で審議し、学位授与の判定を行っている。修士論文及び特定課題論文の審査基準は、それぞれ「三重県立看護大学大学院看護学研究科学位論文審査基準」に定めており、これは『大学院学生便覧』においてあらかじめ学生に明示している。

なお、既修得単位の認定については、大学設置基準に沿った範囲で設定することを学則に示している。

以上のことから、学部・大学院ともに、成績評価及び学位授与を適切に実施して

いるといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部では、学位授与方針と各科目との関係をカリキュラム・マップ及びシラバスに示しており、単位の修得によって学位授与方針に示した能力を身に付けられるよう努めている。また、具体的な学習成果として卒業研究を学習の集大成と位置付け、「教務委員会」で作成した評価表に基づき評価を行っている。客観的評価が難しい臨地実習などの一部の科目では、ルーブリックを用いた評価を導入しており、他領域の科目においても導入の検討を進めている。くわえて、学習成果の評価方法として、2018（平成 30）年度には、学位授与方針と一般社団法人日本看護系大学協議会が提示している「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を組み合わせた評価用アンケートを作成し、「雇用先看護管理者による評価アンケート」と「卒業時の学生による評価アンケート」を実施し、学習成果の把握に努めている。この評価用アンケートの結果から評価が低かった項目の原因を分析するとともに、教育方法の改善に向けた検討が行われている。ただし、具体的な授業改善に生かされているのは一部の科目に限られることから、今後は学部内の関連する科目にまで拡大することが望まれる。さらに「学生による評価アンケート」は在学生にも実施することを予定していることから、継続的・発展的に学習成果の評価に生かされることが期待される。

研究科では、試験、レポート、授業におけるプレゼンテーションなどを総合した成績評価の結果をもとに学習成果を把握するとともに、教育・研究指導上の効果を測定するために、学生による授業評価アンケートを無記名自由記載形式で実施している。また、専門看護師コースにおいては、実習科目で目標達成度の評価表を用いて、学生自身が達成度を把握している。ただし、これらは科目ごとの評価にとどまっており、必ずしも十分な把握・評価方法とはいえないため、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する方法や指標を定め、適切に測定するよう改善が求められる。なお、今後は、学部と同様に修了時の学生による評価アンケート及び所属先へのアンケート調査を実施することを予定しているため、これらのアンケートの実行を含めて学位授与方針に示した学習成果をさまざまな観点から把握・評価することが望まれる。

以上のように、学生の学習成果を適切に把握し評価するための方法については、必要性を認識し導入しているものの、取り組みが一部に限られるものもあるため、全学的な推進が望まれる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

看護学部では「教務委員会」が、看護学研究科では「研究科常任委員会」が中心となって教育課程の評価や成績評価方法の検討を行い、それらの結果については、適宜、「企画運営会議」、教授会、「研究科委員会」「教育研究審議会」に諮り、全学的に検討を進めている。「教務委員会」「研究科常任委員会」の活動内容は毎年「自己点検評価委員会」に報告して意見交換を行い、翌年度の活動計画に反映させている。

さらに、学部の教育課程については、卒業生アンケートや教員アンケートを実施し、その結果を踏まえ、「教務委員会」や「カリキュラム検討小委員会」で検討を行いカリキュラムの改善につなげている。授業改善については、ホームページを用いた学生による授業評価に加え、教員相互の授業参観によって行っている。学生による科目ごとの授業評価の結果をもとに、各教員は前年度の成果と課題、今後の方針を記載した『授業改善等報告書』を作成し、それを学内ホームページに掲載して、学生と教職員で共有している。実習科目については、「実習小委員会」が中心となって点検・評価を行い、次年度の改善につなげている。

研究科の教育課程の適切性の点検・評価については、「研究科委員会」において行っており、2018（平成 30）年度には、研究分野等の新設等に伴う大幅なカリキュラムの変更が行われた。それに伴い、「研究科常任委員会」の構成員を追加するとともに、より機動的な大学院運営のために「研究科委員会」に設置していた「研究科常任委員会」を廃止し、2019（令和元）年度から「入試小委員会」と「教学小委員会」の2つの小委員会を新たに設置するなど、大学院の運営組織に関する改善・向上の取組みが行われた。

今後とも、学部・研究科ともに教育の見直し、充実を図り、「自己点検評価委員会」を中心とする内部質保証システムを機能させ、学習成果の測定結果を活用した教育の自己点検・評価及びそれに基づく改善・向上に取り組むことが期待される。

### <提言>

#### 改善課題

- 1) 研究科では、試験、レポート及び授業中のプレゼンテーションなどを総合した成績評価をもとに学習成果を把握することとしているが、科目ごとの評価にとどまっており、必ずしも十分な把握・評価方法とはいえないため、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する方法や指標を定め、適切に測定するよう改善が求められる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

学部・研究科ともに、学生の受け入れ方針を定め、公表している。ただし、入学前

の学習歴、学力水準、入学希望者に求める水準等の判定方法については十分に示しているとはいえないため、これらを明示することが望まれる。「入試委員会」を中心に、入学者の選抜や定員管理は適切に行われており、学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価と改善・向上の取組みも認められる。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

看護学部では、学生の受け入れ方針に、「地域に根差した看護専門職者を養成する大学として、高等学校での教育段階までに次のような資質を身につけた学生」を求めるとして6項目の求める学生像を定めており、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と連関するように設定している。この方針を、『学生募集要項』及びホームページで公表し、オープンキャンパス、各種進学説明会、高等学校進路指導担当者との懇談会等の機会を通じて説明している。

看護学研究科では、学生の受け入れ方針を、2019（令和元）年度から「看護の発展と質の向上に寄与する人材として看護学の研究者及び教育者、管理者の養成を目指すとともに、多様な看護ニーズに応えうる高度な専門知識と技術を有する看護実践者の養成を目指して、様々な教育研究分野に修士論文コース、臨地教育者コース、専門看護師コースを設置し、次のような資質を有する人を求める」として4項目の求める学生像を定めており、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と連関するように設定している。この方針を『学生募集要項』及びホームページで公表しており、さらに、県内医療機関での学生募集の際に説明している。

なお、学部・研究科ともに、学生の受け入れ方針には入学前の学習歴、学力水準や、入学希望者に求める水準等の判定方法については十分に示されているとはいえないため、これらを明示することが望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

看護学部では、学生を募集するために、オープンキャンパス、各種進学説明会、高等学校の模擬授業や進路指導担当者との懇談会等を開催し、ホームページやマスメディアを通じて広報に取り組んでいるほか、県内イベントにおける情報提供を行っている。また、看護職者養成に特化した大学の特性に鑑み、高校生のためのキャリア教育を学生募集の一環として採り入れている。この取組みは文部科学省の「大学教育再生加速プログラム」にも選定され、さまざまな高・大の接続事業を行っている。具体的には、高校生を対象として、「高校生のための看護職キャリアデザイン講座」等を開き、看護学部での学習への理解を促すと同時に、高校生の進路選択のサポートを目的として、保護者と高等学校の教員を対象とした「看護職キャリアデザインサポート講座」を開催している。また、入学前教育として推薦入試

合格者に対して、「三重の保健医療を支える未来の看護職育成プログラム交流会」を開催し、将来の看護職としての具体的なイメージの獲得や、学習に対するモチベーションの向上を図るなど、さまざまな取組みを行っていることが特徴としてあげられる。

入学者選抜方法としては、「特別入試」と「一般入試」を設けており、「特別入試」では、主に県内高等学校からの推薦者に対して実施する「地域推薦入試」「指定校推薦入試」「指定校特別枠推薦入試」「帰国子女入試」及び「社会人入試」を実施している。「一般入試」では、全国からの志願者を対象として大学入試センター試験を利用した入試を実施している。学生の受け入れ方針に示した資質を測るため、全ての選抜方法で面接試験を課している。また、「指定校推薦入試」では高・大の接続事業への参加、高校での理科科目の履修を出願の要件としている。

入試関連業務は、教員及び事務職員で構成する「入試委員会」が中心に行っており、学生の受け入れ方針の見直し、入試制度の検討、入試業務の日程調整、選抜要項の検討、学内の人員調整、合否判定の教授会提案等を行っている。入学者選抜を公正に実施するため、作題、採点、入試結果データの取扱いについては、「入試委員会」の委員を中心とする教職員が複数で相互監視し、合否判定については、教授会で審議のうえ、学長が決定している。

看護学研究科では、ホームページを通じた学生募集のほか、リーフレットの作成や、「研究科常任委員会」を中心に各医療機関へ出向いて説明するなど、広報活動に取り組んでいる。入学者選抜方法は、「一般入試」「機関長推薦入試」「学内推薦入試」を設けており、「一般入試」では、専門科目（共通、分野別）と面接に基づき選抜している。「機関長推薦入試」と「学内推薦入試」では、大学を卒業した者あるいは学士の学位を授与された者及び見込みの者であることを出願資格とし面接試験を実施しているほか、「機関長推薦入試」は所属長の推薦書、「学内推薦入試」ではチューター担当教員の推薦書を出願書類に含めている。入試関連業務は、「研究科常任委員会」が中心となり実施し、合否判定については「研究科委員会」で審議し、学長が決定している。

障がいのある学生に対する配慮として、事前相談に応じ、受験時及び学習時の配慮を行うほか卒業後の看護職としての業務等について情報提供を行っている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

**③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

看護学部では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適切な範囲であり、適切に定員を管理している

と判断できる。

看護学研究科では、概ね適切な定員管理が行われているものの、入学定員を満たさない状況が続いており、「研究科常任委員会」を中心に、定員充足に向けた取り組みを行っている。具体的には、看護職者のニーズを把握し、学際的な看護学研究の需要に対応すべく、「臨地教育者コース」を新設したほか、専門分野として「人文社会看護学分野」及び「自然科学看護学分野」を設けるなどの工夫を講じてきた。さらに、2017（平成 29）年度の入学試験からは「学内推薦入試」を、2018（平成 30）年度の入学試験からは「社会人推薦入試」を導入し、2019（令和元）年度の入学試験ではこれを「機関長推薦入試」へと改めるなど、入学者選抜方法の多様化を図っている。こうした取り組みにより、入学者数が増加しているため、引き続き入学者の確保に取り組むことが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価は、学部では毎月開催している「入試委員会」において、研究科では「研究科常任委員会」において実施し、「自己点検評価委員会」に報告したうえで、必要に応じて「企画運営会議」で改善策を検討している。その結果を教授会・「研究科委員会」に報告して審議し、「教育研究審議会」での議を経て改善に取り組んでいる。

このような全学的な点検・評価の結果、看護学研究科の入学定員充足に向けて、入学試験制度の充実や新たなコースの設置などが実施されている。また、看護学部においては、「入試委員会」での点検・評価を通じて、2015（平成 27）年度の入学試験以降の入学者を対象に、入学試験の種類と入学後の学習状況を調査し、成績不振者や休・退学者と入試方法との関係性について分析している。今後、これらの情報をもとに、学生の受け入れのあり方について検討することが期待される。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

大学として求める教員像は明示されている。ただし、教員組織の編制方針については明確に定め、学内で共有することが求められる。教員数や年齢構成等教員組織の編制及び募集・採用・昇任等については概ね適切であるが、大学として定めた教員定員の欠員の解消が望まれる。教員の資質向上や組織の改善・向上のため各種のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に取り組んでいることが認められる。「自己点検評価委員会」のもと、教員組織の適切性についての点検・評価及び改善・向上の取り組みも適切に行われている。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像は、「公立大学法人三重県立看護大学教員選考規程」（以下「教員選考規程」という。）に「博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者」等と定めており、教員に必要な資質は、「公立大学法人三重県立看護大学教員活動評価・支援制度規程」で示す評価基準において、「職位ごとに期待される人材像」として、「中期目標達成と中期計画の着実な実施のために、リーダーシップを発揮し、率先して行動すること」などと明示している。

教員組織の編制方針としては、「教員配置の基本案」において領域ごとの教員配置数を明示し、全教員に参加を呼びかけた会議において学長が説明しているものの、年齢構成やバランス、各教員の役割や連携のあり方等を示した教員組織の編制方針を定めていないため、これを定め明示することが求められる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員数に関して、専任教員（特任教員、人事交流、派遣を含む）は、大学及び大学院設置基準で定める必要専任教員数を満たしている。また、英語のネイティブスピーカーも配置し、教育研究の成果を上げるうえでの配慮をしている。年齢構成や男女比に鑑みても、偏りのない教員組織が編制されているといえる。

教育課程に対する教員の配置については、学部では「教養・基礎科目群」「専門支持科目群」には特定の分野に偏らないよう配置し、「専門科目群」には看護学の領域ごとに教員定数を設けて教員の専門分野に応じた配置を行っている。また、学生指導の充実と臨地教育者の資質向上のため、助手を連携協定病院から派遣定数枠として設けている。ただし、大学として定めた学部教員の定員に対して、欠員が生じており、兼任教員の委嘱等により対応できているとしているものの、この課題を解消することが望ましい。

研究科では、9つの教育研究領域に加え、CNSコース（母性看護、精神看護）に教員を配置している。なお、学部の准教授以上が研究科の教員を兼務しており、「演習科目」には補助のための講師を置いている。

教員組織の責任体制としては、「公立大学法人三重県立看護大学組織規程」（以下「組織規程」という。）に則り、学生部長が学長の命を受け、教務や学生の厚生指導に関する事項を掌理するとともに、法人の教学研究担当理事として、教育・研究に関する責任者の役割を担っている。また、学生部長の補佐体制として学生部次長を置き、組織運営の体制を整備している。



③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用及び昇任の選考については、「教員選考規程」に準じており、学長の提議を受け、「教育研究審議会」は、公正性に配慮して、講師以上については「教員選考委員会」を設置して選考を行い、助教及び助手については当該領域主任教員の推薦に基づき選考している。

職位ごとの資格は「教員選考規程」に、選考の審査基準は2018（平成30）年度から「採用選考に係る審査基準」に定め、教育・研究の業績評価に基づき選考を行っている。また、昇任については、「昇任申請の基準」に沿って、教育・研究、大学経営、地域貢献及び社会活動等における業績評価に基づき選考を行っている。

研究科の教員については、学部との兼務のため、研究科のみでの募集は行っておらず、教授又は准教授を募集する際に研究科を担当することを含めて選考を行っている。なお、担当する専門分野に関する高度の研究指導能力が求められるため、「三重県立看護大学大学院看護学研究科担当教員資格審査細則」及び「三重県立看護大学大学院看護学研究科担当教員資格審査基準」を定め、研究指導教員、研究指導補助教員、授業担当教員等、教員の区分に応じて資格審査及び選考を行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FD活動に関しては、教員の資質向上を図るため、看護学部では「FD委員会」が、看護学研究科では「研究科常任委員会」が事務局の「教務学生課」と協力して活動の中心を担っている。具体的には、学部を対象とした「FD研修会」、研究科が主体となっていく「研究・教育コロキウム」、全学（学部、研究科、事務局）を対象とした「FD／SD合同研修会」をそれぞれ開催している。また、授業の点検・評価を、各教員が自らの教育実践の現状把握と再考について記述する『授業改善等報告書』、学生による授業評価及び教員相互の授業点検評価により行っており、これらの取組みの結果、科目間の関連性や、授業で行う看護過程の教育方法の共有などが課題として抽出され、2017（平成29）年度には、この課題をテーマに「研究・教育コロキウム」を開催している。

教員の業績評価については、「教員活動評価・支援制度」を導入し、教員の活動を「教育」「研究」「大学経営」及び「地域貢献」の4分野について、定量評価項目と定性評価項目を設定し、評価している。定量評価は、講義の時間数、学生指導、卒業研究・修士論文指導、FD活動の参加、学生による授業評価結果等を点数化し、定性評価では、教育目標の到達度、シラバスの充実度、教育方法の工夫等について、領域の上位教員である教授が行い、教授の評価は学長が行っている。研究については、原著論文や学会発表、学会での役員、外部資金の獲得状況等を定量評価項目とし、研究の独創性や取組みを定性評価項目としている。単年度の評価結果を当該年

度の勤勉手当に反映させており、直近3年度の評価が高い教員には、「サバティカル・リーヴ」の付与や特別研究費を支給するなどのインセンティブを与えている。一方、評価が著しく低い教員は、上位教員から指導を受けることとなっている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、中期計画に基づく年度計画で定めた「適切な人材マネジメントの実施」「教員の確保」及び「教員の育成と能力向上」の取組みについて、「自己点検評価委員会」のもとで実施し、その結果を「経営審議会」「教育研究審議会」、理事会に報告し、審議している。くわえて、毎年実施している「教員満足度調査」の分析結果も改善に活用している。これらのプロセスを経て指摘された課題については、学長の指示等により翌年度の年度計画に反映させるとともに、各事業を実施する組織において改善に取り組んでいる。

このような全学的な自己点検・評価の結果、学部に関しては領域の再編成や教員配置の見直し、研究科においては新コース設置に対応した教員配置の見直しのほか、「サバティカル・リーヴ」や教員採用基準、昇任資格や審査基準の見直しが行われている。

## 7 学生支援

### <概評>

学生支援について、中期計画において方針を定めホームページで公表している。学習支援、生活支援、就職支援を各委員会と事務局が実施する体制を整えており、学生の生活や学習面を指導助言するチューター制度などの支援を実施している。また、大学独自の「みかん大進学支援給付金制度」を創設するなど経済的支援を行っているほか、ボランティア活動や学生自治会の活動、学内サークル活動に助成金や補助金を交付して学生の活動を支援している。学生支援の適切性については、「自己点検評価委員会」での点検・評価や学生による大学生生活アンケートの結果に基づき、改善・向上に取り組んでいる。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関しては、「第二期中期目標」で「学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生ニーズや社会状況等をふまえた学習支援、生活支援、就職支援等の支援体制について一層の充実を図る」こと、「就職支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る」ことが定められている。

これに基づき、「第二期中期計画」において、学習支援では「学生の学習相談や指導がきめ細かに対応できる体制と学生の自主的学習に対応できる環境の整備、国家試験に向けた対策の充実を行う」こと、生活支援では「学生生活が快適で豊かなものとなるように、学生アンケートを実施しニーズ把握を行うとともに、健康・生活面での不安や悩みの解消に向けて相談しやすい環境づくりに取り組む」こと、就職支援では「学生が希望する就職を支援しながら県内看護職者を確保するため、学生の進路に関する助言・指導を行うとともに、試験や面接対策等を実施するほか、行政機関や医療機関等と連携・協力し、県内医療機関の情報提供や就職ガイダンス等を強化する」ことなどを方針として定め、ホームページで公表している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学習支援は「教務委員会」と「教務学生課」、生活支援と就職支援は「学生委員会」と「教務学生課」が役割を担っている。また、学生の生活面及び学習面全般について指導・助言を行うことを目的に、教員を個人指導教員として配属するチューター制度を設けている。成績不振の学生には、チューター、授業担当教員、教務委員長、「教務学生課」等が連携して指導を行っている。くわえて、国家試験対策のため「国家試験対策ワーキンググループ」を設置し、国家試験対策特別補講等の企画と運営を行っている。

経済的支援としては、外部団体や自治体の奨学金、医療機関の看護師修学資金等を紹介し、その活用を推奨している。また、「三重県立看護大学修学支援基金」を設置し、基金を原資とした独自の給付型奨学金制度「みかん大進学支援給付金制度」を創設している。さらに、後援会費から、学内サークル活動を支援する助成金やボランティア活動のための交通費を支給している。

また、ハラスメント防止に向け、ハラスメント相談を全教職員が担当し、ハラスメント調整員も配置しているほか、弁護士事務所やホームページを利用して24時間相談の受付が可能な外部専門業者を専門窓口として設定している。

就職・進学等に関する指導は、チューターが行っており、相談窓口担当を「学生委員会」に置き、チューターを補佐している。大学院学生については、主任研究指導教員が個別相談に応じ、就職支援を行っている。

以上のように、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制は整備され、適切に実施されている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価については、中期計画、年度計画に基づき、「自

己点検評価委員会」で行っている。また、学生に対して大学生生活アンケートを毎年実施し、学年のニーズや現状を把握し、その結果に基づき、改善・向上に取り組んでいる。くわえて、「三重県公立大学法人評価委員会」での評価を受け、次年度の目標、計画に反映させている。

このような自己点検・評価の結果、学習環境の整備や学生生活に関する意見箱の設置などを行っている。

## 8 教育研究等環境

### <概評>

「第二期中期計画」に定めた教育研究環境の整備に関する方針に基づき、よりよい環境整備に努めている。また、図書館は学内の学生及び教職員だけでなく学外の看護関連の教育研究活動を支援する環境や条件の整備状況も適切である。他方、駐輪場のスペース確保やWi-Fi環境整備の課題があり、順次対応を進めている。教育研究等環境の適切性の点検・評価については、年度計画に基づき「自己点検評価委員会」において行い、「経営審議会」等の議を経て、改善・向上の取組みを行っている。

#### ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究環境等の整備方針については、「第二期中期計画」において、「質の高い教育、研究を実践するために必要な施設・設備・備品・図書等の学修環境の整備・充実を財政状況も踏まえつつ計画的に実施するとともに、適正な維持管理を行う」ことを示しているほか、環境等への配慮として「省エネルギー対策やユニバーサルデザインに配慮する」ことを明示し、ホームページで公開している。また、2018（平成30）年度の計画についても、教授会を通じて学内に示すとともにホームページで公開している。

#### ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎面積は、大学設置基準に定められた数値を上回っている。主な施設として、講義棟、実習棟、大学院棟、研究棟、図書館、食堂・学生ホール、体育館、講堂、管理棟、機械棟があり、グラウンドとテニスコートも有している。また、教職員用の駐車場を研究棟・大学院の周辺に配置し、学生用駐車場及び駐輪場も確保している。なお、学内の駐輪場のキャパシティが不足しており、スペースの確保が課題となっていることから、2019（令和元）年度内に駐輪場の増設を予定している。

施設・設備の維持管理については、事務局の施設管理担当が、大学に常駐する設備管理業務委託会社職員や清掃業務管理委託会社職員と連携して実施している。

インターネットを使用した災害発生時などにおける安否確認システムを導入しており、施設面では入り口スロープや段差がない床面、点字ブロック、多目的トイレ及びエレベーターの設置など、ユニバーサルデザインへの配慮も行っている。さらに、講義棟内のトイレ不足の解消に取り組むなど、適切な配慮のもとで学生生活の快適性を確保している。

安全及び衛生の確保については、建築基準法に基づく定期調査、エレベーター設備点検、消防設備点検、空気環境測定及び受水槽水質検査等を外部委託業者により定期的に実施し、必要な修繕や改修を行っている。なお、多くの施設・設備の老朽化が進んでいるため、大規模修繕のための情報収集を行っており、これに基づくキャンパス整備の計画を策定し、取り組むことが必要である。

ネットワーク環境やICT機器については、「メディアコミュニケーションセンター」が統括する「情報センター」が管理している。Wi-Fi環境については一部施設の設置にとどまっているため、現在、全学に無線LANの整備を進めており、情報セキュリティを担保するため利用者を学生・教職員等に限定し、2020（令和2）年度から試行的に運用することを検討している。また、新しい学務システムを2014（平成26）年度に導入し、成績入力手続の省力化及び正確性の向上を図っているほか、県内の複数の医療機関との間を結ぶ遠隔配信システムを構築している。

学生・教職員の情報倫理については、「三重県立看護大学電子情報安全対策基準情報セキュリティ基本方針」「三重県立看護大学電子情報安全対策基準情報セキュリティ対策基準」を2018（平成30）年度に策定し、学内に周知している。また、教職員に対して情報セキュリティを確保するために遵守すべき事項を規定した「情報ネットワークとパソコン等の利用について」及び「公立大学法人三重県立看護大学情報セキュリティ規程」も策定し、「情報セキュリティ委員会」及び情報セキュリティ責任者を配置して組織的に取り組んでいる。特に、学生の情報倫理の確立のため、ホームページを通じて啓発するとともに、カリキュラムのなかで情報倫理と情報セキュリティに関する講義の受講を必須としている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると評価できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館において、看護を専門分野とする大学であることから、看護の専門図書の蔵書に注力しており、質・量ともに適切な書籍・雑誌等の図書資料を備えている。また、図書管理システムの運用や学術資料の保管・管理については、「三重県立看護大学附属図書館利用規程」に基づいて取り組んでおり、大学が発行している紀要

や修士論文についても公開している。

また、図書館の設備として、閲覧室やグループ学習室、視聴覚資料を利用できるコーナー等のほか、適切な数の閲覧席を設けている。2014（平成 26）年度には、蔵書検索に要する時間の短縮化を図るため I C システムを導入するなど、利便性に配慮して施設・設備の充実を図っている。

図書館の利用を促進するため、新入生を対象とした図書館オリエンテーションを開催しているほか、文献検索の講義や実習を行っている。また、講義の課題に応じた特設展示を企画・運営することで学生の利用促進を図っている。なお、看護の専門資料を所蔵していることから、学内構成員の利用のみならず、近隣の大学や看護系専門学校、病院等の看護職者が利用しており、県内の看護研究の推進や地域住民への看護に関する情報発信にも役立っている。

**④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

研究に対する大学の基本的な考え方としては、「第二期中期計画」において、「研究活動の方向性」「研究成果の公表と還元」「研究活動への支援」「研究活動の評価と改善」の4項目を規定し、ホームページで公表している。それに基づき「平成 30 年度年度計画」に「教員活動評価・支援制度の運用により、教員の研究活動や能力向上を支援するため、研究費の追加配分を行う。また、若手研究者の研究の充実につながるような支援策を検討する」ことなどを定めて業務を遂行している。

研究費の支給については、「公立大学法人三重県立看護大学教員研究費取扱要項」「教員活動評価・支援制度評価結果の反映基準・方法の策定について」及び「公立大学法人三重県立看護大学学長特別研究費の取扱いに関する要項」に規定し、経常的研究費である個人研究費、業績に応じて追加配分される研究費及び競争的研究費である「学長特別研究費」を設けている。また、「第二期中期計画」において、全教員が各自の専門分野に応じた研究を推進するとともに、外部研究資金の獲得を積極的に行うことを示しており、科学研究費補助金や共同研究、受託事業等の外部資金に関する情報を収集すべく「外部資金助成情報管理システム」の運用や申請促進に向けた研修会や個別説明の機会を設けている。

研究室の整備については、教員研究室を研究棟及び大学院棟に配置し、24 時間利用可能としている。研究時間については、教育運営に支障のない範囲で柔軟に対応することが可能であり、最長 1 年間の有給での「サバティカル・リーブ」や「大学院博士課程（後期課程）進学」の制度を設けている。

**⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。**

研究倫理については、「三重県立看護大学研究倫理審査規程」に基づき、専任教

員及び外部委員で構成される「三重県立看護大学研究倫理審査会」を毎月開催し、研究倫理を遵守した研究の適正な実施に向けて研究計画書の審査を行っている。

また、研究活動の不正を防止するため、「三重県立看護大学研究活動上の行動規範」を示し、専任教員のほか、研究活動に従事する学部学生、大学院学生及び研究生を対象にした研究についての考え方を明示している。そのうえで、2015(平成27)年度に「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を改定し、「公立大学法人三重県立看護大学における研究費の不正行為の防止対策に関する基本方針について」及び「研究費の取扱いに関する不正防止計画(実行方針)」をあわせて整備している。

学内構成員への研究倫理の涵養については、上記の規程・方針・計画等を『研究費等執行マニュアル』に掲載し、これを配付することで周知を図っている。また、「不正防止計画推進委員会」が毎年企画・運営している研修会への参加を全ての専任教員に義務付けているほか、外部団体の「研究倫理eラーニングコース」を全ての専任教員が受講している。さらに、学部学生及び大学院学生に対しては、必修科目において研究倫理の遵守や研究不正の防止について理解を深めることとしている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価については、随時、事務局施設管理担当者が施設管理委託業者と連携して確認している。また、理事長や学内理事による現場巡視を定期的実施し、予算範囲内での修繕又は改良を行っている。

年度計画の「教育環境の整備」や「環境等への配慮」等に係る取り組みについては、まず、「自己点検評価委員会」「経営審議会」「教育研究審議会」及び理事会による点検・評価をもとに改善の方策等を議論している。また、毎年実施している学生及び教職員アンケートによって問題点を把握し、予算の範囲内で施設等の改修又は運用の見直しを行い、指摘意見等に速やかに対応している。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

大学の目的に基づき、大学の教育研究の成果を社会に適切に還元し、社会連携・社会貢献を推進することを目指して設立された「地域交流センター」を拠点として、県民、専門職業人、県内のさまざまな機関・組織と連携し、健康の維持向上や政策立案等に寄与している。これらは全教員で取り組んでおり、参加者から高い満足度が得られていることなど、県民のニーズに応じて県立大学の使命を果たすため、教員の専門的な知見を生かした取り組みを意欲的かつ継続的に行っていることは高く評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性については、「地域交流センター委員会」が点検・評価を実施し、「自己点検評価委員会」に報告し、「企画運営会議」、教授会の議を経て、改善・向上に取り組んでいる。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

看護教育・研究の中核機関としての役割を果たし、設置団体である三重県の保健・医療・福祉の向上に寄与するために設置された大学であることから、同県の設置する公立大学として社会貢献に取り組むことは大学の諸活動の前提となっているといえる。こうした背景を踏まえ、「地域交流センター」を中心に、さまざまな地域貢献活動を展開している。

社会連携・社会貢献に関する基本的な考え方として、「教育・研究の成果を地域社会に還元するとともに、地域社会の多様な主体との連携・協働や、地域の皆様との交流をとおして、県民の皆様の身近な存在として地域づくりに貢献」することを掲げ、これを「地域交流センター」の理念として定めホームページで公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する基本的な考え方に基づき、専任の教職員のほか全教員が兼務する「地域交流センター」を中心に、行政・病院等、卒業生・同窓会、各種医療・保健・福祉関係機関等多方面と連携体制をとっている。

具体的な取り組みとして、県民向けの出前講座や公開講座を開講するとともに、教員の専門性を生かした「教員提案事業」として、「みえ保健・看護力向上支援事業」「他機関との連携による県民の健康増進事業」「地域住民とのふれあい推進事業」の3つに活動を分類し、看護ケア用品の開発に向けた取り組みや地域イベントに参加して健康づくりを支援するなど、医療的なテーマのみならず、多彩なテーマを設定し、幅広く住民のニーズに応えた事業を展開している。

また、三重県からの受託事業として、医療従事者に向けた認知症対応力向上研修、中堅及び新人助産師の研修事業などを実施し、専門能力の育成・向上に貢献しているほか、認定看護師教育課程（認知症看護）の開講により県内の「認知症看護」認定看護師数の増加に寄与し、修了生へのフォローアップ研修も実施している。

さらに、看護研究への支援として、県内の看護職者を対象に、看護研究の基礎能力向上を目指す「看護研究の基本ステップ」や演習型の研修を行う「ハウツー看護研究」等レベル別の講座を開講しているほか、支援を希望する医療機関等からの依頼を受けて教員が施設に出向き指導を行う「施設単位看護研究支援」や、教員が施



設での看護研究発表会の講評・審査を行う「看護研究発表会支援」等を実施することで、県内看護職者の研究面における質的向上に寄与している。

以上のように、「地域交流センター」を中心に、教員の専門的な知見を生かした取組みを、意欲的かつ継続的に行っていることは高く評価できる。

このほか、「地域交流センター」では、卒業生への継続的教育として、「卒業生支援構想プロジェクト」や「卒業生きずなネットワーク事業」で卒業生の交流支援や離職防止を図るための取組みを行っている。

「地域交流センター」以外の社会貢献活動として、学生主体の大学祭「夢緑祭」や「ゆびた祭り」は、地域住民が多数来学する地域交流型イベントとなっている。また、ボランティアのサークル活動として献血活動や、県内の病院が開催している防災訓練、スポーツに関する子ども達の育成支援事業等に積極的に参加して地域交流を行っている。

なお、国際交流事業としては、タイ及びイギリスの協定大学の学生を研修生として受け入れている。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「地域交流センター」及び「自己点検評価委員会」で点検・評価を行ったうえで、『業務実績報告書』を作成している。また毎月開催している「地域交流センター委員会」において、各事業に関する参加者のアンケート結果やその他の情報などをもとに事業の企画・運営等について見直しを行っている。具体的には、センター事業を広く県民や関係機関に周知するためのホームページの工夫、活動報告会の公開方法や展示の工夫、機関リポジトリへの活動報告(年報)の掲載などを行っている。事業の変更や新規事業、料金設定などに関しては、聞き取りの結果や根拠資料を参考に「地域交流センター委員会」で検討を行い、学内の「企画運営会議」、教授会で承認を得て変更などを行っている。

以上のように、「地域交流センター」における自己評価を実施し更に学内外での点検・評価を行い、評価結果については、大学及び「地域交流センター」において改善方策を議論して事業の見直しが行われ、翌年度の年度計画に反映している。

<提言>

長所

- 1) 教育研究活動の成果を社会へ還元すべく、全ての専任教員が所属する「地域交流センター」を中心に、看護の専門知識・研究成果に基づく地域貢献を展開している。具体的には、県民向けの出前講座・公開講座の開講や、さまざまな教

員提案事業及び医療従事者に向けた研修等を実施しているほか、認知症看護の認定看護師教育課程を開講するなど、地域や社会の課題解決に向けた取組みを行い、参加者からの高い評価を得ている。また、県内にある医療機関等の看護職者を対象とした看護研究能力を養成する講座・研修を行うなど、教員の専門的な知見を生かした取組みを継続的に行っていることは評価できる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

大学運営に関する方針を、「公立大学法人三重県立看護大学の運営に係る基本理念」に示し、全教職員に説明するとともに、ホームページで公表している。大学運営にあたっては、教授会、「研究科委員会」「企画運営会議」を設置し、規程に定めた権限と役割に基づいて運営している。予算の編成及び執行は、規程に基づき「予算委員会」を設置し適切に行われている。事務組織は規程に基づき設置され、内部監査を担当する企画監を置いている。職員の構成は三重県から派遣されている事務職員に加え、大学採用の法人固有職員を計画的に採用し職員の確保・育成に努めている。事務局と「FD委員会」が協働で「FD／SD合同研修会」を開催するなど、事務職員及び教員の意欲・資質向上を図っている。大学運営の適切性については、「自己点検評価委員会」において評価し、次年度の事業の改善につなげており、定期的な点検・評価及び改善・向上の取組みを実施しているといえる。

#### ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営の指針は、中期目標、中期計画、業務方法書とそれらを包括した「公立大学法人三重県立看護大学の運営に係る基本理念」に明確にされている。この基本理念は、「ガバナンス体制の確立」「持続可能な経営基盤の確立」「内部質保証の推進」及び「透明性の高い大学運営」の4つで構成しており、例えば、「ガバナンス体制の確立」では、「内部統制システムを整備し、明確な意思決定プロセスと責任体制のもとでガバナンス体制を確立する」ことなどを示している。

これらは、全教職員に説明するとともにホームページに掲載し公表している。

#### ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

法人の運営組織として、理事会、「経営審議会」及び「教育研究審議会」が置かれており、審議事項を定款に明記している。大学の組織として学部には教授会、大

学院には「研究科委員会」を置き、権限や責任を「三重県立看護大学教授会規程」、大学院学則に明記している。理事長や学長の業務を補佐する体制として、「組織規程」に基づき「企画運営会議」を設置しており、適切な大学運営が行われている。

また、教職員から意見を聴く機会として、毎年度、「教員満足度アンケート」や「事務職員満足度アンケート」を実施し、「学長投書箱」も設置している。

**③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**

予算の編成及び執行については、「組織規程」に基づき、法人の予算についての審議を担う「予算委員会」が主体となって、「公立大学法人三重県立看護大学予算委員会規程」に沿って行っている。

予算編成に関しては、理事長の命を受けた副理事長が手続を進めており、「予算委員会」で予算編成方針案を検討し、理事長の決裁後、「経営審議会」の審議を経て、理事会で決定している。この方針に基づき、「予算委員会」が各部門から提出された予算見積書を審議して予算案としてとりまとめ、理事長の決裁後、「経営審議会」及び理事会の審議を経て予算を決定している。

予算の執行に関しては、予算管理者である副理事長が、決定した予算を各部門等に配当し、各部門等は「公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則」及び「公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程」に基づき、経理や出納の手続に沿って執行している。なお、教員の研究費の執行について「研究費等執行マニュアル」を策定し、これに基づき物品の検収は全て「企画総務課」で行うなど、適切な役割分担のもとで執行している。

**④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

法人及び大学の事務を処理するため、「組織規程」に基づき、事務局及び学生部を設置している。事務局は、事務局長（副理事長兼務）及び副局長のもとに「教務学生課」及び「企画総務課」を置き、理事長直轄として、内部監査を担当する企画監を置いている。事務職員は、事務局長のほか、三重県から派遣されている事務職員、大学採用の法人固有職員、契約職員及び民間派遣職員で構成している。なお、専門性の高い職員の確保・育成を図るため、法人固有職員を計画的に採用している。

事務職員の採用、昇格、労働に関する事項等については、「公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則」「公立大学法人三重県立看護大学契約職員就業規則」「公立大学法人三重県立看護大学職員人事規程」及び「公立大学法人三重県立看護大学事務職員選考規程」に基づき適切に運用している。

学生支援、教務、実習、広報、地域貢献で教員との情報の共有を進め、連携・協働を行っている。理事長の裁量予算として、「実現可能性調査検討事業」を実施し

ており、教職協働で調査・検討を行っている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員については、学外研修として、一般社団法人公立大学協会や三重県及び民間団体が主催する各種研修に参加し、学内研修として、OJTとともに事務職員として基盤的な知識習得のための研修を開催し、スキルアップと資質向上を図っている。また、教職協働で大学を運営していくため、事務局と「FD委員会」が協働で「FD／SD合同研修会」を企画・実施し、事務職員と教員が参加している。なお、今後、法人固有職員の採用を進めて専門性を高めていくために、固有職員に対する人材育成の体系的なプログラムが必要であると認識している。

事務職員の業務評価は、「三重県立看護大学事務局職員育成支援のための評価制度」により、職務遂行、チームワーク、能力、意欲の4領域から評価を実施しており、評価結果は給与や勤勉手当に反映している。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「自己点検評価委員会」の運営のもと、中期目標、中期計画、年度計画に基づき、その実績を点検・評価している。中期目標には定性目標と数値目標があり、8つの指標で構成される数値目標の未達成指標については、未達成の理由と達成に向けた議論が行われ、次年度の事業の改善につなげている。年度計画の進捗管理は「年度計画管理表」に基づいて行っており、事業ごとに「実績」「評価」「翌年度計画」に明記するよう構成している。「年度計画管理表」は「自己点検評価委員会」に提出した後、業務担当委員会の長からの説明、課題に関する議論・検討により、委員会活動に反映する仕組みとなっている。

監査は、内部監査、会計監査人監査、監事監査を計画的に実施し、監査結果をホームページで公開している。内部監査については、「公立大学法人三重県立看護大学内部監査実施要項」に基づき、会計処理のほか法人の業務全般を監査対象とし、監査実施方針及び監査計画を定め、計画的・体系的に適切に実施している。

## (2) 財務

### <概評>

2015(平成27)年度から2020(令和2)年度までの「第二期中期計画」において、6年間の「予算、収支計画及び資金計画」を適切に策定している。財政状況については、目的積立金及び利益剰余金を確保し、安定した財務基盤を確立しているといえるが、外部資金の獲得に向け、更なる努力が必要である。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までの「第二期中期計画」において、6年間の積算に基づく総額を示した「予算、収支計画及び資金計画」を策定している。また、中期計画に沿って年度計画が立てられており、それに基づいて各年度の業務運営が行われている。

なお、「第二期中期計画」及び「年度計画」において、「財務内容の改善に関する取組」として、自己収入の確保、経費の抑制及び資産の運用管理の改善を掲げている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

収入に関しては、設置団体から交付される運営費交付金及び、学生生徒等納付金を主たる財源とし、一定の水準を維持している。支出に関しても、教育経費、研究経費が一定水準を維持しており、目的積立金及び利益剰余金を確保していることから、安定した財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けた研修会の開催や申請書類作成に係る支援などのさまざまな取組みを実施しているものの、科学研究費補助金の獲得額は近年横ばいであることから、外部資金の獲得に向けた更なる努力が望まれる。

以 上

三重県立看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	大学の概要：大学の設立趣旨	○	1-1
	公立大学法人三重県立看護大学定款	○	1-2
	三重県立看護大学大学学則	○	1-3
	三重県立看護大学大学院学則	○	1-4
	2018年版 三重県立看護大学学生便覧		1-5
	2018年版 三重県立看護大学大学院学生便覧		1-6
	2018年版 三重県立看護大学看護学部看護学科 シラバス (平成29年度以前入学生用)		1-7
	2018年版 三重県立看護大学看護学部看護学科 シラバス (平成29年度入学生用)		1-8
	2018年版 三重県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 シラバス		1-9
	三重県立看護大学・三重県立看護大学大学院 大学案内2018、2019		1-10
	大学の教育研究上の目的	○	1-11
	公立大学法人三重県立看護大学中期目標・中期計画	○	1-12
2 内部質保証	公立大学法人三重県立看護大学中期目標・中期計画	○	1-12
	法人の運営に係る基本理念		2-1
	年度管理計画表		2-2
	教授会資料「平成30年度業務実績報告、平成31年度年度計画及び中期計画 (見込) 業務実績の作成について」		2-3
	三重県立看護大学大学学則	○	1-3
	三重県立看護大学大学院学則	○	1-4
	公立大学法人三重県立看護大学自己点検評価委員会規程		2-4
	公立大学法人三重県立看護大学企画運営会議規程		2-5
	公立大学法人三重県立看護大学組織規定		2-6
	理事会・経営審議会・教育研究審議会 事項書	○	2-7
	平成30年度理事会・教育研究審議会 議事録		2-8
	学生による授業評価		2-9
	教員相互の授業点検評価		2-10
	授業改善等報告書		2-11
	大学生活に関するアンケート用紙		2-12
	「改善報告書の検討結果」		2-13
	公立大学法人三重県立看護大学定款	○	1-2
	教育情報の公表	○	2-14
	財務諸表等の公表	○	2-15
	平成29年度公立大学法人三重県立看護大学業務実績報告書	○	2-16
	公立大学法人三重県立看護大学平成29年度業務実績に関する評価結果	○	2-17
	公立大学法人三重県立看護大学平成29年度業務実績に関する評価結果 (参考) 小項目評価結果	○	2-18
	自己点検・大学評価	○	2-19
	平成30年度 自己点検評価委員会 概要		2-20
	三重の保健医療を支える未来の看護職者育成プログラム事業紹介 リーフレット	○	2-21
	カリキュラムマップ		2-22
	三重県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 (修士課程)		2-23
【平成31年度入学生募集案内】			
大学院授業評価アンケート用紙		2-24	
大学の教育研究上の目的	○	1-11	
3 教育研究組織	公立大学法人三重県立看護大学定款	○	1-2
	第7次三重県医療計画 第4章		3-1
	三重県立看護大学メディアコミュニケーションセンター規程		3-2
	三重県立看護大学地域交流センター規程		3-3
	三重県立看護大学メディアコミュニケーションセンター委員会規程		3-4



	職位ごとに期待される人材像（教養・基礎、専門支持、看護専門）を基にした定性評価 教員配置の基本 公立大学法人三重県立看護大学組織規程 採用選考に係る審査基準 昇任申請の基準 三重県立看護大学大学院看護学研究科担当教員資格審査細則 三重県立看護大学大学院看護学研究科担当教員資格審査基準 評価結果に基づく勤勉手当の配分方法 F Dの考え方、実施体制、実施状況がわかる資料 教員の教育研究業績		6-3  6-4 2-6 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11
7 学生支援	三重県立看護大学チューター制度運営規程 学生のためのチューターガイド 各種相談のご案内 教員との相談についてのご案内 奨学生募集一覧表 ハラスメントリーフレット 公立大学法人三重県立看護大学ハラスメントの防止等にかかる規程 2018年版 三重県立看護大学学生便覧 学生のためのカウンセリングルームの開設日程表 国家試験合格状況 未来に向けて～平成30年度進路案内～ 三重県立看護大学学生ボランティア活動取扱規程 大学生活に関するアンケート用紙 平成30年度 学生相談対応状況報告		7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 1-5 7-8 7-9 7-10 7-11 2-12 7-12
8 教育研究等環境	公立大学法人三重県立看護大学中期計画・年度計画 建物劣化調査及び中長期修繕計画策定 三重県立看護大学情報セキュリティ基本方針 情報セキュリティ対策基準 情報ネットワークとパソコン等の利用について 情報セキュリティ規程 情報セキュリティに係る情報 三重県立看護大学図書館利用規程 図書館利用に関する資料 教員研究費取扱要項 教員活動評価・支援制度 評価結果の反映基準・方法の策定について 学長特別研究費の取扱いに関する要項 公立大学法人三重県立看護大学ティーチング・アシスタント規程 三重県立看護大学研究倫理審査規程 三重県立看護大学研究活動上の行動規範 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 不正防止対策の基本方針 競争的資金等の取扱いに関する不正防止計画（実行方針） 研究費等執行マニュアル 三重県立看護大学研究倫理審査規程 三重県立看護大学研究倫理審査申請要領 公立大学法人三重県立看護大学 平成29年度業務実績報告	○	1-12 8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16 8-17 8-18 8-19 8-20 2-16
9 社会連携・社会貢献	地域交流センター事業概要 公立大学三重県立看護大学組織図 三重県立看護大学地域交流センター規程 三重県立看護大学地域交流センター委員会規程 連携協力協定病院一覧表 県内地方自治体等関係各種委員会等への就任状況 地域交流センター「講師派遣のご案内」 公開講座一覧 公立大学法人三重県立看護大学平成29年度業務実績に関する評価結果 公立大学法人三重県立看護大学第一期中期目標・中期計画 公立大学法人三重県立看護大学中期目標・中期計画 各種公開講座、出前授業、教員提案事業のアンケート結果 地域交流センター年報（平成26年度～平成30年度）	○ ○      ○ ○ ○ ○	9-1 9-2 3-2 3-4 9-3 9-4 9-5 9-6 2-8 9-7 1-12 9-8 9-9



10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	公立大学法人三重県立看護大学中期目標・中期計画	○	1-12
	公立大学法人見県立看護大学業務方法書	○	10-1
	法人の運営に係る基本理念		2-1
	公立大学法人三重県立看護大学定款	○	1-2
	公立大学法人三重県立看護大学組織規程		2-6
	三重県立看護大学教授会規程		10-2
	三重県立看護大学大学院学則	○	1-4
	公立大学三重県立看護大学組織図	○	9-2
	公立大学法人三重県立看護大学理事長選考会議規程		10-3
	公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考及び解任手続き等に関する規程		10-4
	公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考に関する細則		10-5
	公立大学法人三重県立看護大学事務決裁規程		10-6
	三重県立看護大学大学院研究科委員会規程		10-7
	学生による授業評価		2-9
	大学生活に関するアンケート用紙		2-12
	教員満足度アンケート用紙		10-8
	事務職員満足度アンケート用紙		10-9
	環境改善結果		10-10
	公立大学法人三重県立看護大学リスク管理規程		10-11
	公立大学法人三重県立看護大学危機管理の基本的な考え方		10-12
	公立大学法人三重県立看護大学消防計画		10-13
	大規模災害対応マニュアル		10-14
	安否確認システム		10-15
	研究費等執行マニュアル		8-18
	安否確認システムの操作訓練の実施結果について		10-16
	一年次オリエンテーション		10-17
	公立大学法人三重県看護大学予算委員会規程		10-18
	公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則		10-19
	公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程		10-20
	公立大学法人三重県立看護大学内部統制規程		10-21
	公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則		10-22
	公立大学法人三重県立看護大学契約職員就業規則		10-23
	公立大学法人三重県立看護大学職員人事規程		10-24
	公立大学法人三重県立看護大学教員選考規程		10-25
	三重県立看護大学事務局育成支援のための評価制度		10-26
	公立大学法人三重県立看護大学教員活動評価・支援制度規程		6-2
教員活動評価・支援制度 評価結果の反映基準・方法の策定について		6-9	
平成29年度公立大学法人三重県立看護大学業務実績報告書	○	2-7	
年度計画管理表		2-2	
公立大学法人三重県立看護大学業務継続計画		10-27	
公立大学法人三重県立看護大学内部監査実施要項		10-28	
平成30年度公立大学法人三重県立看護大学 内部監査実施方針及び監査計画		10-29	
財務諸表等の公表	○	2-6	
事業報告書（平成26年度～30年度版）			
監査報告書（平成26年度～30年度版）			
資産明細表			
公立大学法人三重県立看護大学監事監査規程		10-30	
公立大学法人三重県立看護大学企画運営会議規程		2-5	
規程集		10-31	
公立大学法人三重県立看護大学外部理事等		10-32	
公立大学法人三重県立看護大学事務職員選考規程		10-33	
三重県立看護大学事務職員選考に関する細則		10-34	
公立大学法人三重県立看護大学役員規程		10-35	
S Dの考え方、実施体制、実施状況がわかる資料		10-36	
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	公立大学法人三重県立看護大学中期目標・中期計画	○	1-12
	「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成プログラム」事業紹介リーフレット		5-5
	財務諸表等の公表	○	2-15

三重県立看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
2 内部質保証	平成30年度自己点検評価委員会概要 平成29年度自己点検評価委員会概要 平成28年度自己点検評価委員会概要 平成30年度企画運営会議概要 平成29年度企画運営会議概要 平成28年度企画運営会議概要 平成30年度理事会議事録 平成29年度理事会議事録 平成28年度理事会議事録 平成30年度教育研究審議会議事録 平成29年度教育研究審議会議事録 平成28年度教育研究審議会議事録 平成30年度経営審議会議事録 平成29年度経営審議会議事録 平成28年度経営審議会議事録 年度計画管理表 教授会資料「平成30年度業務実績報告、平成31年度計画及び中期計画（見込）業務実績の作成について」 内部質保証システムの手続きについて 看護学部ポリシー改正の経緯について 大学院看護学研究科3大ポリシー改正の経緯について （学部）第7回教育研究審議会議事録(280914) （学部）教育研究審議会資料(290914) 平成30年度公立大学法人三重県立看護大学業務実績報告書 公立大学法人三重県立看護大学平成30年度業務実績に関する評価結果 公立大学法人三重県立看護大学平成30年度業務実績に関する評価結果（参考）小項目評価結果 第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績 第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果		根拠資料2-20 実地資料2-1 実地資料2-2 実地資料2-3 実地資料2-4 実地資料2-5 根拠資料2-8 実地資料2-6 実地資料2-7 根拠資料2-8 実地資料2-8 実地資料2-9 実地資料2-10 実地資料2-11 実地資料2-12 根拠資料2-2 根拠資料2-3  実地資料2-13 実地資料2-14 実地資料2-15 実地資料2-16 実地資料2-17 実地資料2-18 実地資料2-19 実地資料2-20  実地資料2-21 実地資料2-22
4 教育課程・学習成果	成人看護学ルーブリック（当日閲覧資料） 精神看護学ルーブリック（当日閲覧資料） 平成30年度第11回企画運営会議概要		実地資料4-1 実地資料4-2 実地資料2-3
5 学生の受け入れ	平成30年度公立大学法人三重県立看護大学業務実績報告書 年度計画管理表 平成30年度自己点検評価委員会概要		実地資料2-18 根拠資料2-2 根拠資料2-20
6 教員・教員組織	平成29年度第8回教授会議事録 令和元年度教員名簿 教員活動評価・支援制度評価結果（H28～30）（当日閲覧資料） アンケート集計結果（教員） 平成28年度業務実績に関する評価結果（23ページ） 人事・給与WG配付資料 平成29年度企画運営会議概要 平成29年度理事会議事録	○	実地資料6-1 実地資料6-2 実地資料6-3 実地資料6-4 実地資料6-5 実地資料6-6 実地資料2-4 実地資料2-6
7 学生支援	奨学金について（三重県立看護大学ホームページ） 公立大学法人三重県立看護大学修学支援基金規程 公立大学法人三重県立看護大学修学支援基金取扱い要領 「みかん大進学支援給付金制度について」（学生・保護者向け説明資料） 健康管理室利用者数とグラフ 平成30年度第8回～10回教務委員会議事録	○	実地資料7-1 実地資料7-2 実地資料7-3 実地資料7-4 実地資料7-5 実地資料7-6
8 教育研究等環境	平成30年度企画運営会議議事録 平成30年度第11回、12回、14回教授会議事録 アンケート集計結果（学生）（当日閲覧資料） アンケート集計結果（教員） アンケート集計結果（職員） 「特定目的基金の用途について」アンケート用紙		実地資料2-3 実地資料8-1 実地資料8-2 実地資料6-4 実地資料8-3 実地資料8-4

9 社会連携・ 社会貢献	公立大学法人三重県立看護大学平成30年度業務実績に関する評価結果	○	実地資料2-19
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	アンケート集計結果（教員） アンケート集計結果（職員） 公立大学法人三重県立看護大学職員人事規程細則 令和元年度事務職員採用試験受験案内		実地資料6-4 実地資料8-3 実地資料10-1 実地資料10-2
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	第二期中期計画 予算、収支計画及び資金計画（平成27年度～平成32年度）		実地資料10-3
その他	組織としての自己点検と改革（内部質保証）の仕組み		